扶養控除を受けられる所得の範囲について

市・県民税や所得税の申告で、被扶養者になれる合計所得金額は58万円以下です。所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額です。
※分離課税の譲渡所得で特別控除を適用している人は、特別控除前の金額で被扶養者になれるかを判定します

収入の種類	被扶養者になれる収入金額
給与等のみの人	123万円以下
公的年金等のみの人	65歳未満…118万円以下 65歳以上…168万円以下

市・県民税、森林環境税の非課税の範囲

●市・県民税均等割、森林環境税 非課税限度額

次に該当する人は、市・県民税と森林環境税は課税されません。
・生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
・障害者、未成年者[注1]、寡婦・ひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の人
・前年の合計所得金額が次の①または②に該当する人（下表参照）[注2]
①扶養親族がいない場合……380,000円以下
②扶養親族がいる場合……280,000円×（扶養人数＋1）＋268,000円以下

扶養の人数（配偶者含む）	0人	1人	2人	3人	4人
非課税となる合計所得金額の限度	380,000円	828,000円	1,108,000円	1,388,000円	1,668,000円

[注1] 未成年者とは、令和8年1月1日現在18歳未満（H20.1.3以降生）の人です
[注2] 扶養になっている場合でも、本人の合計所得金額によっては市・県民税が課税される場合があります

●市・県民税所得割非課税限度額

前年の総所得金額等が次の①または②に該当する人は、市・県民税の**所得割**は課税されません。（下表参照）
①扶養親族がいない場合……450,000円
②扶養親族がいる場合……350,000円×（扶養人数＋1）＋420,000円以下

扶養の人数（配偶者含む）	0人	1人	2人	3人	4人
非課税となる総所得金額等の限度	450,000円	1,120,000円	1,470,000円	1,820,000円	2,170,000円

市の申告会場にお越しいただくときに必要なもの（チェック欄としてお使いください）

□ ① **申告者の本人確認書類の原本（身元確認書類＋番号確認書類）**[注1]
□ ② **被扶養者のマイナンバーのわかるもの**…コピーや控えでも可
□ ③ **給与所得の源泉徴収票の原本**……勤務先が発行したもの全て
□ ④ **公的年金等の源泉徴収票の原本**……厚生労働省など公的年金等の支払者が発行したもの
□ ⑤ **収支内訳書**……農業や不動産、営業の所得がある人は事前に作成してください
□ ⑥ **支払証明書の原本**……個人年金などの受け取り金額の分かる証明書、計算書など
□ ⑦ **保険料控除証明書の原本**……社会保険料、生命保険料、地震保険料など（年末調整したものは不要）
□ ⑧ **医療費控除の明細書**または**セルフメディケーション税制の明細書**…明細書は事前に作成してください
□ ⑨ **申告者本人名義の還付用**または**振替納付用の口座情報（新規の振替手続を希望する人は金融機関の届出印）**
□ ⑩ **申告者の利用者識別番号のわかるもの**…利用者識別番号等の通知書や確定申告のお知らせハガキなど

[注1] 本人確認書類の例
〈例1〉マイナンバーカード
〈例2〉通知カード（記載情報と現状に相違がないもの）＋運転免許証または公的医療保険の資格確認書など
※郵送、窓口の提出用投函箱で提出する場合は、コピーの添付が必要です

市・県民税申告書の提出先

⬇ 切り取って封筒に貼ってお使いください

〒949−6696
新潟県南魚沼市六日町180番地1
南魚沼市役所
税務課 市民税係 行
【市・県民税申告書 在中】

●申告書の提出用に投函箱を設置します

設置場所：Ⓐ税務課、大和・塩沢市民センター
Ⓑ申告会場（市民会館多目的ホール）
設置期間：令和8年2月16日（月）～3月16日（月）
投函できる時間：Ⓐ平日　午前8時30分～午後5時15分
Ⓑ平日　午前9時～午後4時
Ⓑ休日相談会日　午前9時～午前11時
確定申告書も投函できます。申告書（記入済）に必要書類（原本）とマイナンバー及び身元確認書類のコピーを添付し、封筒に入れて投函してください（切手不要）